

再意見書

平成 22 年 11 月 12 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ かぶしがいしゃ 株式会社

代表取締役社長 ありま あきら 有馬 彰

電話番号

電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2010年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>(P2)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <p>2. 家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされており、</p> <p>そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTTグループが資本参加する事業者が提供する映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。</p> <p>結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p>	<p>弊社は、NTT東日本、西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を通じた営業活動について独立して実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、昨年度の競争セーフガード制度における検証結果において「当該代理店の販売施策が『自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠は十分でない』」との考え方が示されております。</p> <p>このような状況において、代理店の営業活動に関する追加的なルール整備を行うことは、その合理性を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>(P12)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉 (ISP に対する差別的取扱い)</p> <p>OCN の優先的取扱い</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。 ・ これら事案が、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。 ・ 仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿においては、十分な検証を行わず NTT 西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。 ・ 具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることはできないものと考えます。 	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P17) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT グループ内の人事交流については、ここ数年頻繁に行われていることが見受けられます。単なる人事交流にとどまるものではなく、グループ一体化を推進するための要素として、またグループ全体の競争力強化の要素として、NTT 持株殿を中心に戦略的に人材配置が行われている節も見受けられます。 	<p>再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。</p> <p>なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、これまでの検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守の誓約書を提出さえすれば、NTT グループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTT グループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものと考えます。 ・ 従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 ・ 加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。 	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P17) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘してきたところですが、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿による共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)は継続的に行われている状況です。 ・ 総務省殿においては、NTT 東西殿の法人営業を NTT コミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報が NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となります。 ・ このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)の改正等により NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ 	<p>法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものです。弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。</p>

<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<p>殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。</p> <p>(P3) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象 2. NTTグループにおけるID連携について</p> <p>本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT ID ログインサービス」「NTTネット決済」が提供開始されました。</p> <p>このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しようとするものであります。</p> <p>特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するため、その是非についても検証いただくことを要望いたします。</p>	<p>「NTT ID ログインサービス」「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P19) 3 その他 NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧客情報の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共のユーザより「NTT コミュニケーションズ殿のサービス利用実績がないにもかかわらず、NTT コミュニケーションズ殿の担当者から自身の加入者情報を元に営業活動を受けた。情報の入手経路を問いただしたところ、NTT 再編の際に当該個人情報について承継したため、把握しており、それを用いて営業している旨の説明を受けた」といった事例が毎年報告されています。 ・ NTTコミュニケーションズ殿が、NTT再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報を利用し、プラチナライン等のアウトバウンド営業を行うことは、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)を潜脱するものと考えられ、競争事業者に比して極めて有利な立場で営業を行えるものであり、決して認められない行為です。 	<p>弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サービスのご利用実績があるお客様に対して実施しているものであり、ご利用実績のないお客様に対して NTT 再編時に取得した加入者情報を利用したアウトバウンド営業を行っているという事実はありません。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 総務省殿においては、注視するとして当該状況を放置するのではなく、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態の調査を行うとともに、マイラインサービスで NTT コミュニケーションズ殿のサービスを利用していない顧客の情報を廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。	
--	---	--